



## 次世代育成支援対策推進法に関する行動計画

計画期間：平成29年4月1日～平成32年3月31日

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りながら働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する

<b>目標1</b>	平成32年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり年平均14日以上とする（平成27年度：13.5日）
平成29年4月～	●平成28年度年休取得実績集計及び箇所別分析
平成29年10月～	●取得の少ない箇所への取得促進恣憑 <sup>しやうよう</sup>
平成30年4月～	●平成29年度年休取得実績集計及び箇所別分析
平成30年10月～	●取得の少ない箇所への取得促進恣憑 <sup>しやうよう</sup> 及び諸課題の把握
平成31年4月～	●取得促進に向けた諸課題の検討・整理
<b>目標2</b>	より柔軟な年次有給休暇取得に向け、平成32年3月までに、半休制度の可否を判断する
平成30年4月～	●半休制度に関する従業員の要望等調査
平成30年10月～	●他社における年次有給休暇制度の実態調査
平成31年4月～	●導入可否判断のため、関係するシステムを含めた諸課題の検討・整理
<b>目標3</b>	子の看護休暇について半日単位の取得を導入したが、それをより柔軟化し、平成32年3月までに、時間単位の取得を導入する
平成29年4月～	●平成29年1月1日施行の法改正内容の従業員への深度化
平成29年10月～	●子の看護休暇に関する従業員の要望把握
平成30年4月～	●関係するシステムを含めた時間単位取得に向けた諸課題の検討・整理
平成31年10月～	●時間単位取得の実施及び従業員への周知